

第一部

令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 指導及び監査
- 2 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）
- 3 令和 7 年度運営指導の重点事項
- 4 令和 6 年度におけるサービス別指摘件数、内容別指摘件数
- 5 令和 7 年度から義務化された事項に対する指導
- 6 令和 7 年度から減算適用となる事項に対する指導
- 7 令和 7 年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導
- 8 食事提供体制加算について
- 9 食材料費について
- 10 定員について
- 11 施設外就労について
- 12 見える化要件について
- 13 個別支援会議の作成にかかる業務の流れについて
- 14 個別支援計画未作成減算について
- 15 障害福祉サービスにおける不適切事例について

指導監査課



- 1 指導及び監査**
- 2 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）**
- 3 令和7年度運営指導の重点事項**

4 令和 6 年度における サービス別指摘件数・内容別指摘件数



- 5 令和7年度から義務化された事項に対する指導**
- 6 令和7年度から減算適用となる事項に対する指導**
- 7 令和7年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導**



8 食事提供体制加算について

9 食材料費について

10 定員について

11 施設外就労について

12 見える化要件について



第二部

13 個別支援計画の作成にかかる業務の流れについて

第三部

14 個別支援計画未作成減算について

第三部

15 障害福祉サービスにおける 不適正事例について



2024年版

障害者総合支援法 事業者ハンドブック

指定基準編
人員・設備・運営基準とその解釈

令和6年度
障害福祉サービス等
報酬改定に対応

指定基準省令
解釈通知

左右対照形式で見やすく編集

本市では、
青本に相当する内容は
条例が制定されていますが、

わかりやすくするために
青本の参照としています。

※条例において、一部
本市独自の規定もあります。

1 指導及び監査

1 指導及び監査

指導

条例その他の基準、自立支援給付等に係る費用の請求等について、周知徹底を図ることを目的に実施。

集団指導

事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施。

運営指導

事業者等の事業所において面談形式で実施。

実施頻度　・概ね3年に1回

初回は、指定日の翌年度以降に実施

※介護サービス事業とあわせて行う場合や、重点的な指導が必要と判断された場合は、定期的な頻度によらず継続して実施することもあります。

監査

入手した各種情報により指定基準違反や不正請求などが認められる場合（疑いがある場合）に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施。

情報の例

- ・通報、苦情、相談等に基づく情報
- ・相談支援事業所等へ寄せられる苦情
- ・自立支援給付請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- ・運営指導において確認した情報
- ・利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合及び指定基準違反等



1 指導及び監査

指導

集団指導

運営指導



1. 指導及び監査

運営指導

実施頻度 概ね3年に1回
初回は、指定日の翌年度以降に実施



1. 指導及び監査

※ 介護サービス事業と合わせて行う場合や、重点的な指導が必要と判断された場合は、定期的な頻度によらず継続して実施することもあります。



1. 指導及び監査

監査

入手した各種情報により指定基準違反や不正請求などが認められる場合（疑いがある場合）に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施。

情報の例

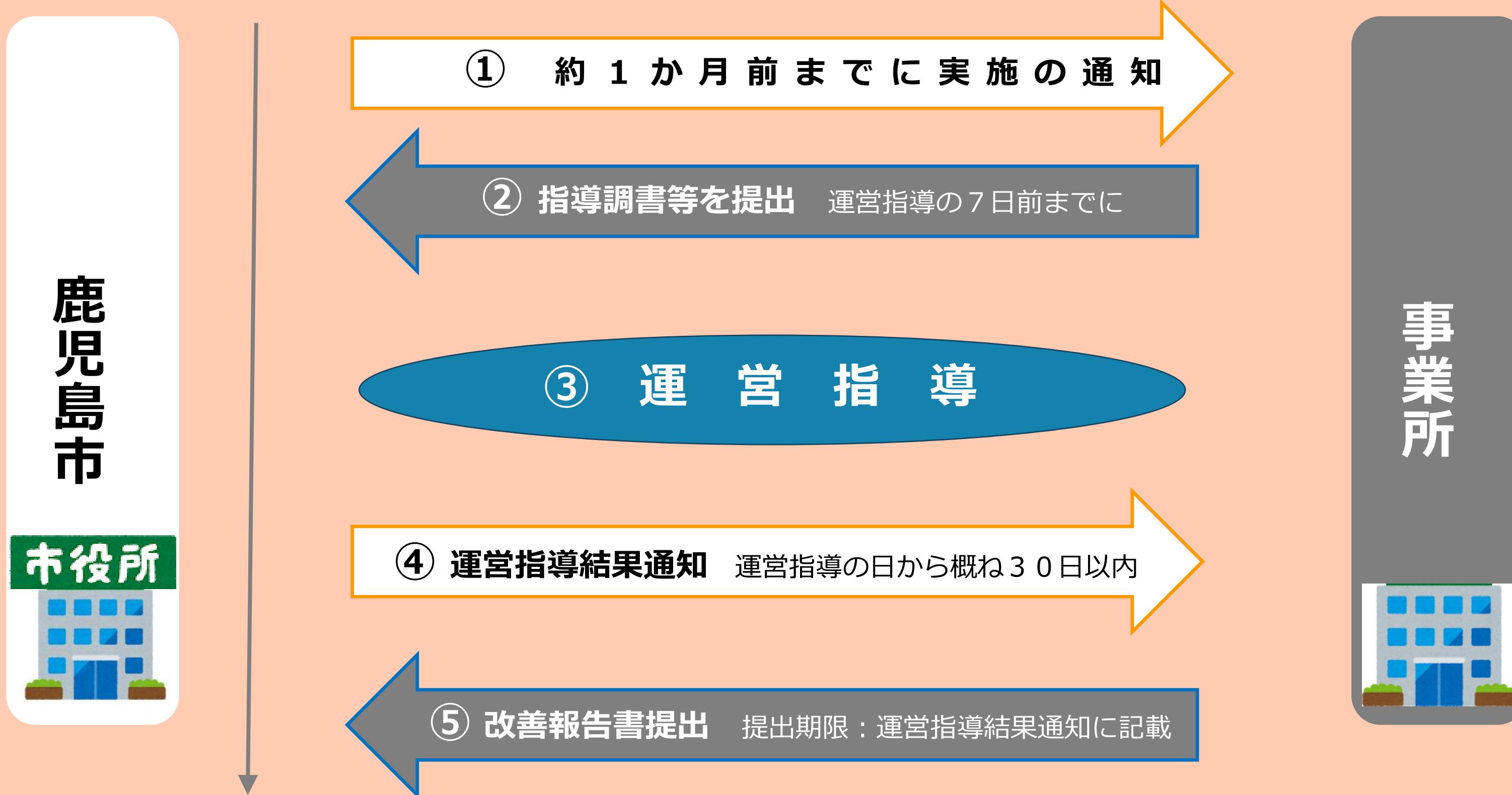
- ・通報、苦情、相談等に基づく情報
- ・相談支援事業所等へ寄せられる苦情
- ・自立支援給付請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- ・運営指導において確認した情報
- ・利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合及び指定基準違反等



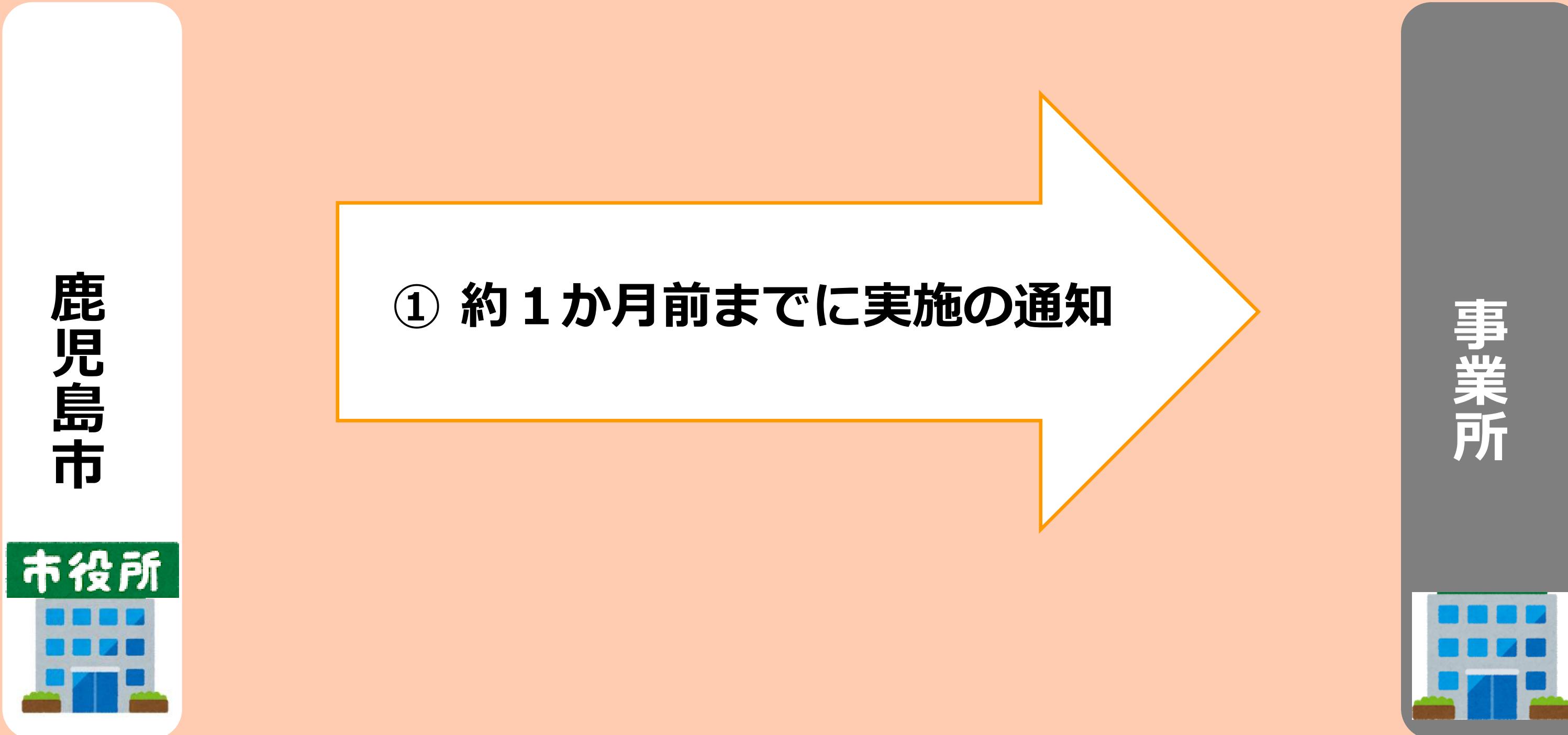
2 運営指導 (実施通知から改善報告書提出まで)



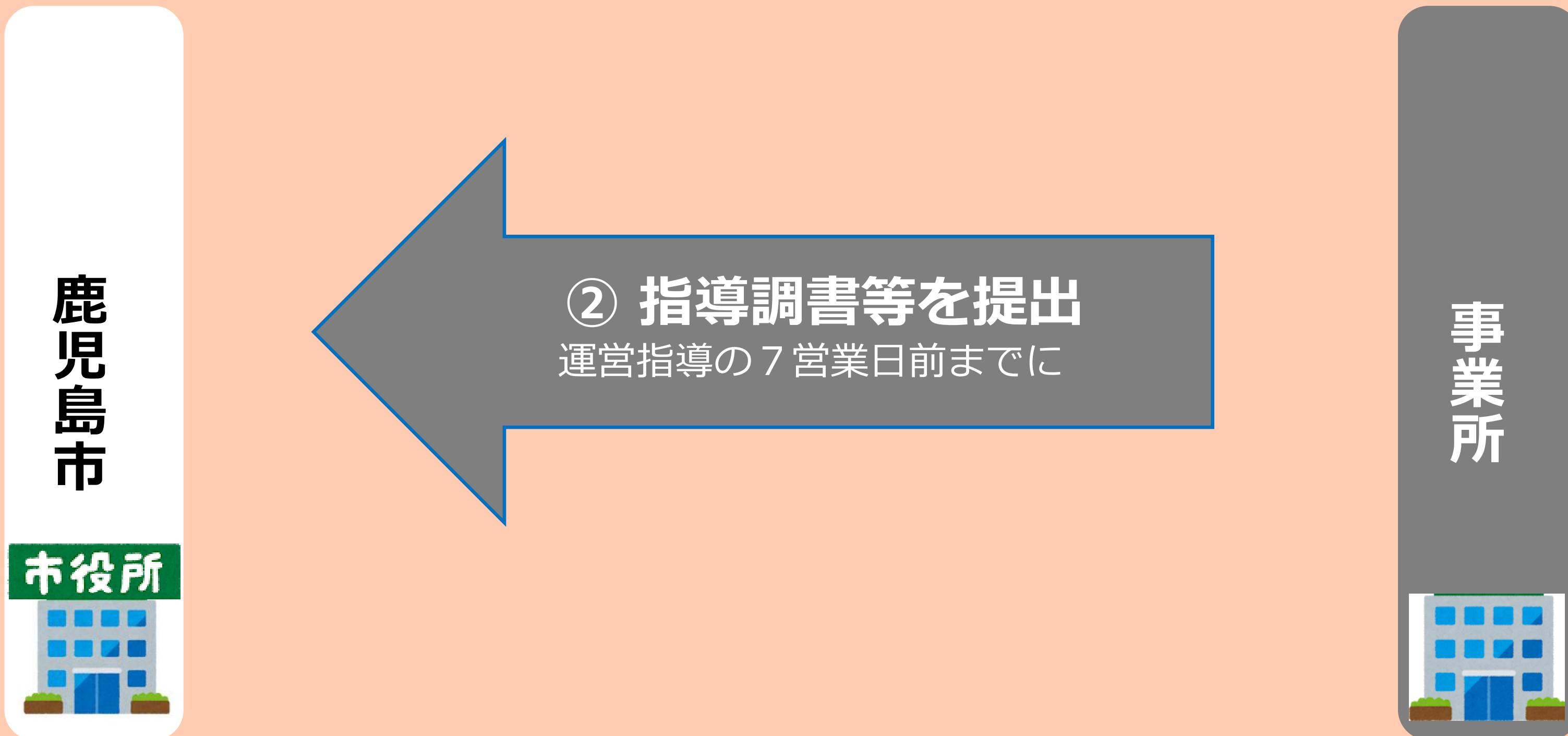
2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）



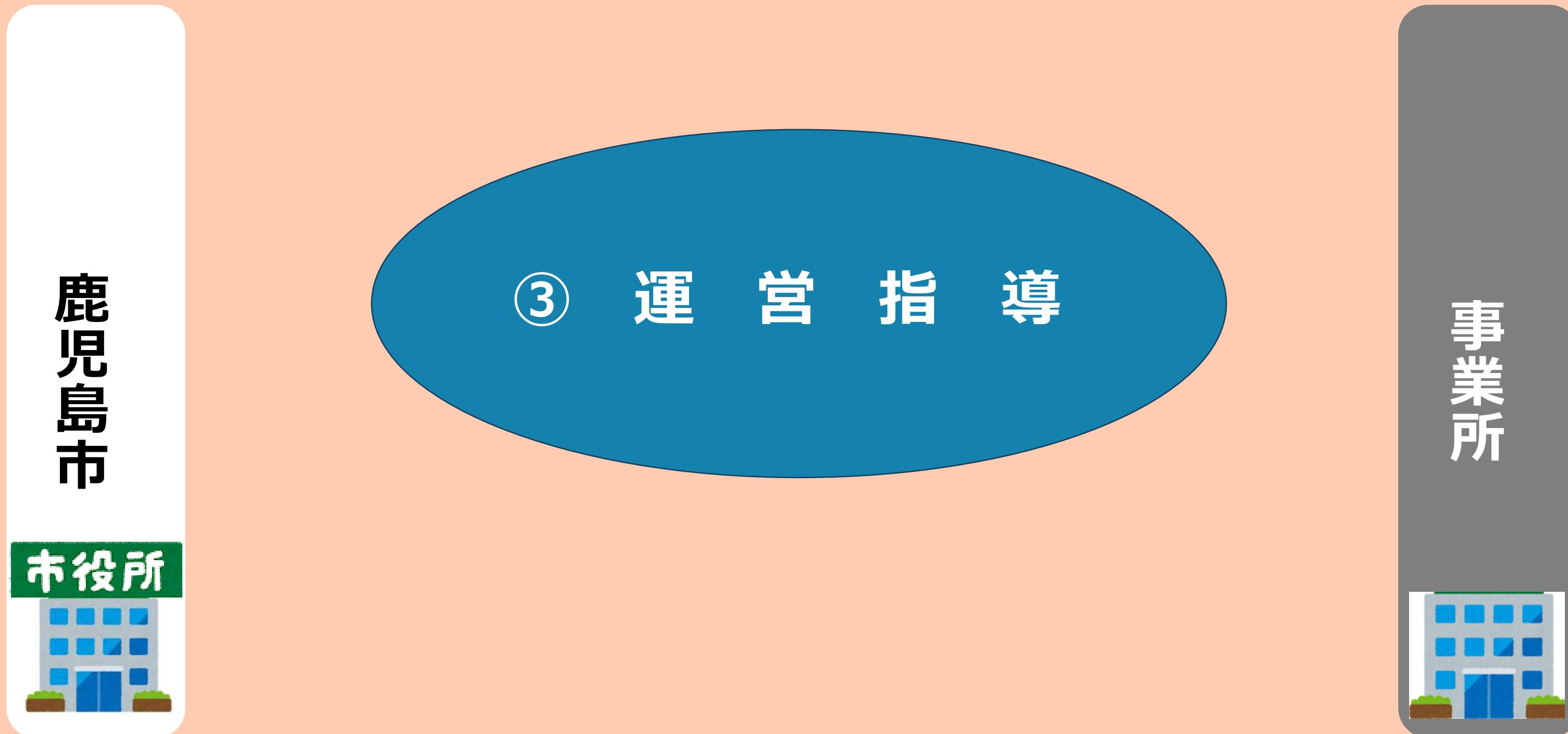
2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）



2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）



2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）



2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）

鹿児島市

市役所



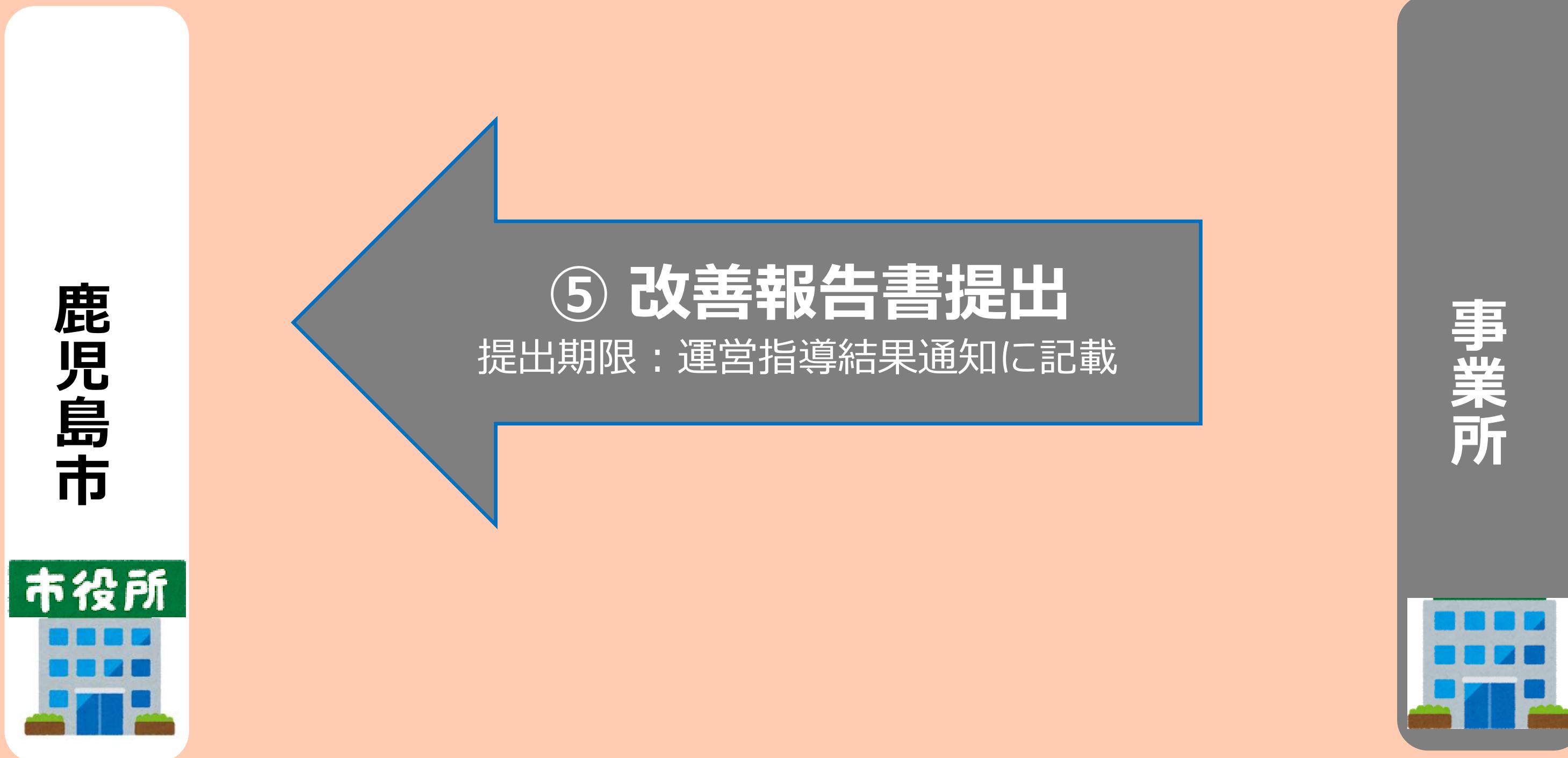
④ 運営指導結果通知

運営指導の日から概ね 30 日以内

事業所



2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）



3. 令和7年度 運営指導の重点事項

(1) 利用者の安心・安全の確保



(2) サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

(3) 人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保



(4) 報酬請求の適正な取扱い

※本市のホームページに、「運営指導の重点事項（令和7年度）」が掲載されています。参考にしてください。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/syougaifukusijigousya.html>



鹿児島市 障害 指導

検索

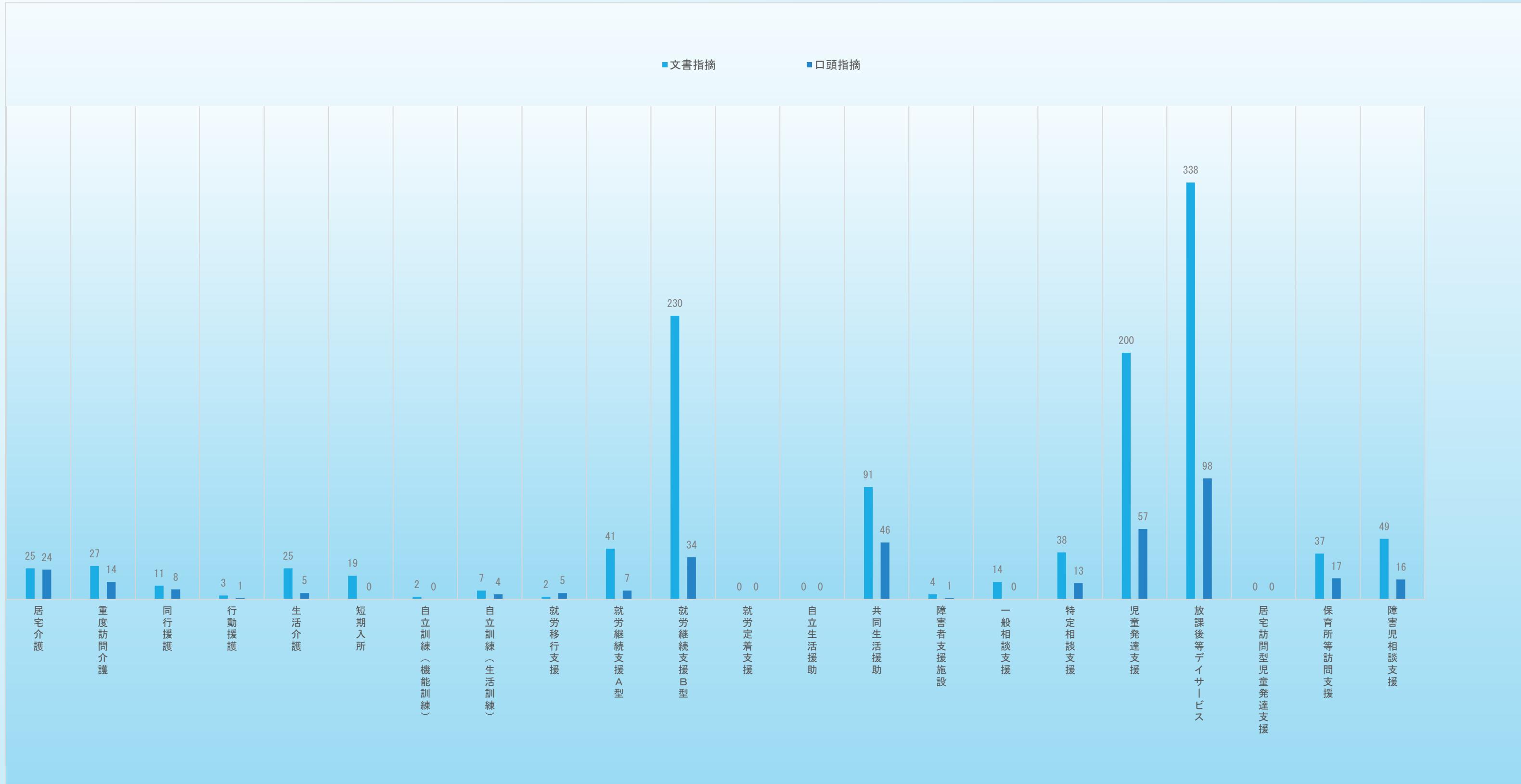


4

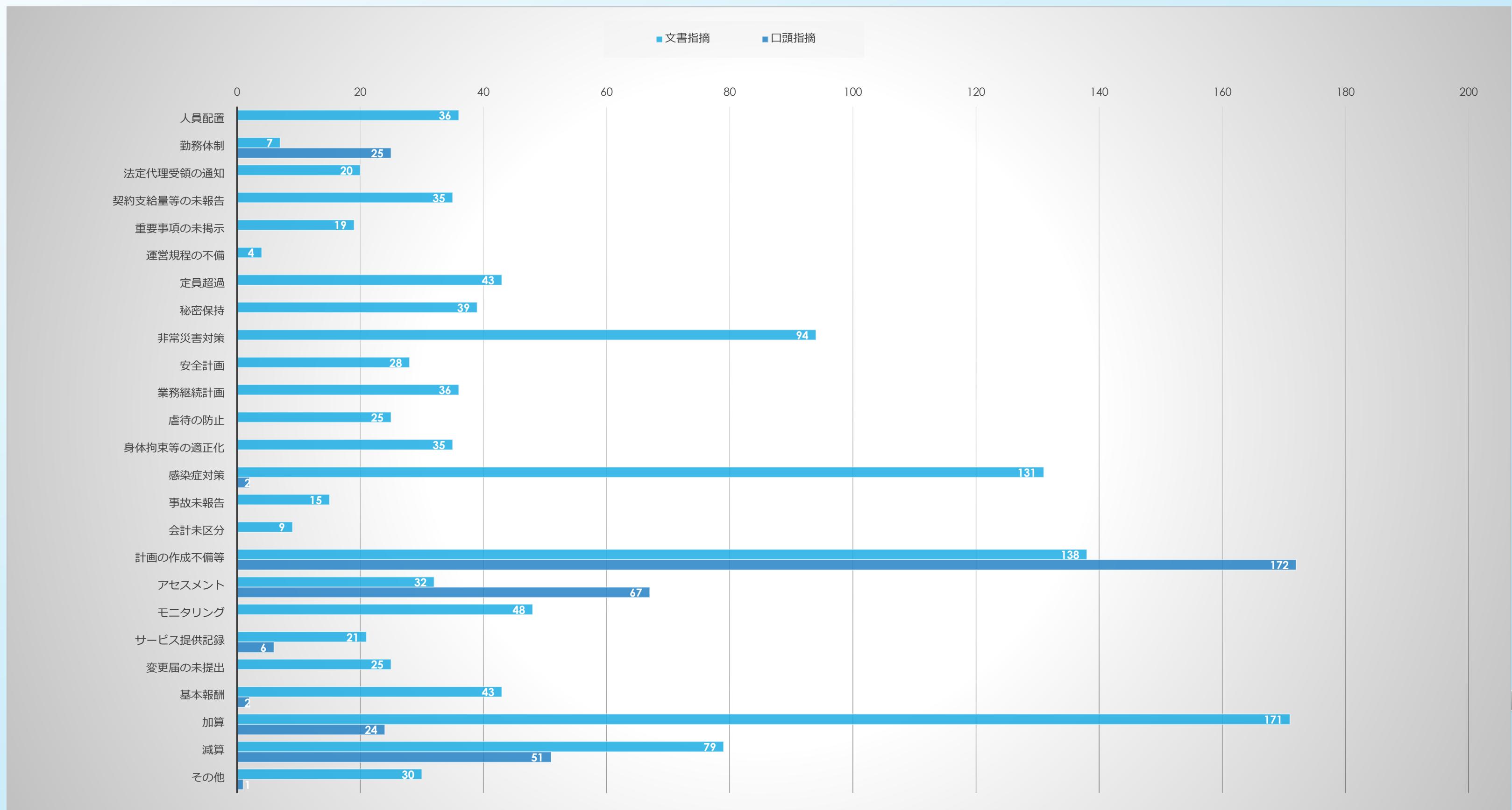
令和 6 年度における サービス別指摘件数・内容別指摘件数



4. 令和6年度におけるサービス別指摘件数



4. 令和6年度における内容別指摘件数



- 5 令和7年度から義務化された事項に対する指導**
- 6 令和7年度から減算適用となる事項に対する指導**
- 7 令和7年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導**



5、令和7年度から義務化された事項に対する指導



5、令和7年度から義務化された事項に対する指導

**地域連携推進会議の開催について
(共同生活援助)**



5、令和7年度から義務化された事項に対する指導

内容

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される**地域連携推進会議を開催**し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が**事業所を見学する機会**を設けなければならない。

- ③ 地域連携推進会議の報告、要望、助言等について**記録を作成し、これを公表する。**

※外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長（都道府県知事）が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

5、令和7年度から義務化された事項に対する指導

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

5、令和7年度から義務化された事項に対する指導

- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

5、令和7年度から義務化された事項に対する指導

- ③ 地域連携推進会議の報告、要望、助言等について
記録を作成し、これを公表する。

5、令和7年度から義務化された事項に対する指導

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○障害者部会報告書において、

- ・障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないとといった支援の質の低下が懸念される。
- ・居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

との指摘があったことをふまえたもの



6 令和7年度から減算適用となる事項に対する指導



6、令和7年度から減算適用となる事項に対する指導

業務継続計画が未策定である場合の減算について、



6、令和7年度から減算適用となる事項に対する指導

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、
計画相談支援、障害児相談支援、
地域移行支援、地域定着支援



6、令和7年度から減算適用となる事項に対する指導

の13事業についても



6、令和7年度から減算適用となる事項に対する指導

令和7年度から新たに適用



7 令和7年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導



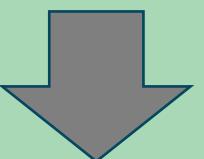
7 令和7年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導

■ 業務継続計画未策定減算の経過措置について

令和7年3月31日までの間

以下の措置を講じている場合は減算を適用しない

- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・非常災害に関する具体的計画の策定



令和7年4月1日から、経過措置の適用外（減算の適用）
就労選択支援を除く全事業が対象

※なお、就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

7、令和7年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導

■業務継続計画未策定減算の経過措置について

令和7年3月31日までの間

以下の措置を講じている場合減算を適用しない

- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・非常災害に関する具体的計画の策定



7 令和7年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導

令和7年4月1日から、経過措置の適用外



7 令和7年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導

就労選択支援を除く**全事業が対象**
減算の適用・経過措置の適用外



8 食事提供体制加算について



8 食事提供体制加算について

食事提供体制加算 対象 8 事業

生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型



8 食事提供体制加算について

赤本掲載ページ

生活介護 P216～219

短期入所 P268～269

自立訓練（機能訓練） P374～375

自立訓練（生活訓練） P414～417

就労選択支援 P440 留意事項通知は令和6年6月時点で未規定

就労移行支援 P460～461

就労継続支援A型 P496～497

就労継続支援B型 P536～537

※生活介護・就労選択支援をのぞく6事業は、生活介護の留意事項通知⑯を準用



8 食事提供体制加算について

次の（1）から（3）までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、
令和9年3月31日までの間、
1日につき所定単位数を加算する。



8 食事提供体制加算について

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、
管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること



8 食事提供体制加算について

◎ 留意事項通知 ◎

- ・ 管理栄養士等については、常勤・専従である必要はない
- ・ 管理栄養士等を直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする
- ・ 外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする
- ・ 作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする
- ・ 献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと

8 食事提供体制加算について

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること



8 食事提供体制加算について

◎ 留意事項通知 ◎

- ・ 摂取量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする
- ・ 摂取量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1／2」、「全体の〇割」などといったように記録すること
- ・ 摂取量の記録は、提供した日については必ず記録すること

8 食事提供体制加算について

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること

$$\text{BMI} = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長} \times \text{身長 (m}^2\text{)}}$$



8 食事提供体制加算について

◎留意事項通知◎

- ・おむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと
- ・身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする
- ・利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に（3）を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない
- ・体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること

8 食事提供体制加算について

要件を満たしているか
再度の確認をお願いします



9 食材料費について



9 食材料費について

食材料費の取扱い（共同生活援助）



9 食材料費について

令和 5 年
県外のグループホームにおいて
2 億円をこえる食材料費の過大徴収が発覚しました



9 食材料費について

指導監査課では、運営指導において

厚労省の通知を受け
利用者から徴収した食材料費が適切に支出されているかの
確認・指導を強化しています



9 食材料費について

青本 P253～254

第210条の4 利用者負担額の受領
(基準省令及び解釈通知)



9 食材料費について

第210条の4 解釈通知

(3) 利用者負担額の受領等（基準第210条の4）

③食材料費の取扱い

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。

9 食材料費について

令和5年10月
厚労省から通知（都道府県・市町村にむけて）
「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」



9 食材料費について

内容（一部抜粋）

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の項目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するもの



9 食材料費について

内容（一部抜粋）

グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第
79号）第2条第7号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、
「経済的虐待」（同項第5号）にも該当する可能性がありますので、
こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。



9 食材料費について

食材料費についての帳簿をつけ
レシートや領収書を保管しておくこと

月ごとの集計をして
食材料費の使用状況を把握しておくこと



9 食材料費について

食材料費の**多額の累積**が生じている場合には

精算して利用者に返還

もしくは

今後の食材料費として適切に支出

等の対応をおねがいします



10 定員遵守について



10 定員遵守について

「定員遵守とは？」

本市としての判断基準の整理



10 定員遵守について

急な欠席が多いから
それを見込んで予定をたてると
結果、定員をこえてしまう

予定の曜日ではないけど
親の急病で今日の利用をお願いされた
家庭内がどうなるか心配で断れない

定員を増やすと
報酬単価が減ってしまう

定員は超えているが
配置をしているから
大丈夫

留意事項通知には
減算にならなければいいと書いてあった

イベントは全員参加
これはゆずれない

予定をきっちり立てると
急な欠席で利用が少なくて
経営がなりたたなくなる

定員は超えているけど
減算にはかかっていない



10 定員遵守について

定員遵守の規定のある事業 13事業

療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）・就労選択支援・就労移行支援
就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助
指定障害者支援施設等

児童発達支援・放課後等デイサービス



10 定員遵守について

定員超過利用減算の対象となる事業 12事業

療養介護・生活介護・短期入所・施設入所支援
自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労選択支援・就労移行支援
就労継続支援A型・就労継続支援B型

児童発達支援・放課後等デイサービス



10 定員遵守について

赤本（事業者ハンドブック第2巻）

P9～12 指定障害福祉サービス 総則

P690～693 指定通所支援（児童福祉法）総則



10 定員遵守について

日中活動サービス・障害児通所支援における
定員超過利用減算の具体的取扱い

① 1日当たりの利用実績によるもの

- ・利用定員50人以下の事業所の場合

1日の利用者の数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に

当該1日について利用者全員につき減算を行う



10 定員遵守について

日中活動サービス・障害児通所支援における
定員超過利用減算の具体的取扱い

②過去3月間の利用実績によるもの

- 利用定員12人以上の事業所の場合

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に

100分の125を乗じて得た数を超える場合に当該1月間について利用者全員につき減算を行う

※ただし、利用定員11人以下のは、過去3月間の利用者の延べ数が、

利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行う



10 定員遵守について

日中活動サービス・障害児通所支援における
定員超過利用減算の具体的取扱い

③多機能型事業所等におけるもの

規定は①②と同じ。

サービスごとに、当該利用定員を超える受け入れ可能人数を算出する

※療養介護・短期入所・宿泊型自立訓練及び施設入所支援についての取扱いは省略します



10 定員遵守について

指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、

これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣・こども家庭庁長官が定める利用者・障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の規定に基づき、

介護給付費等・障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは**適正なサービスの提供を確保するための規定**であり、指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。



10 定員遵守について

都道府県知事は**減算の対象**となる定員超過利用が行われている
指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等
に対しては、その**解消を行うよう指導**すること。

当該指導に従わず、当該定員超過利用が**継続**する場合には、
特別な事情がある場合を除き、**指定の取消し**を検討するものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とは
ならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者待遇等について十分配慮すること。



10 定員遵守について

以下、
定員を超えているが、減算にかかる範囲の
利用人数の場合の取扱いについて、みていきます



10 定員遵守について

以下でふれていくのは、
日中活動サービス及び障害児通所支援についてに
なります

※住居系・施設系及び宿泊型サービスについては
個別のケースごとの判断となります



10 定員遵守について

指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、

原則、次の範囲（※減算にからない）の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、

これを超える定員超過利用については、

報酬告示及び厚生労働大臣・こども家庭庁長官が定める利用者・障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の規定に基づき、介護給付費等・障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。



10 定員遵守について

都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児通所支援事業所等は、
**減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、
利用者処遇等について十分配慮すること。**



10 定員遵守について

まず、
事業所のみなさまにおかれましては
日々のサービス利用の受け入れについて
定員内におさまるよう努めていただきたいと思います



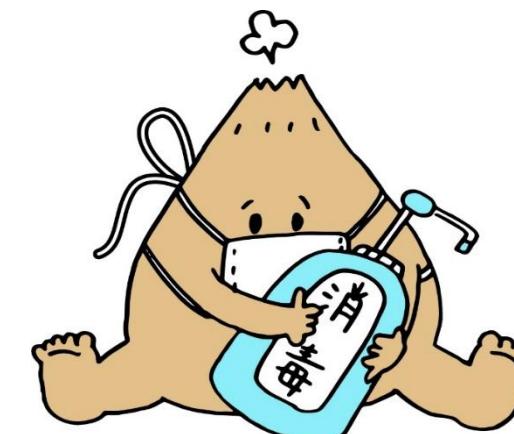
10 定員遵守について

その上で、超えてしまう場合には必ず
実際に受け入れこととなつた人数への配置基準を満たす
職員を配置してください



10 定員遵守について

利用児・利用者の
安全の確保と適切なサービスの提供が
一番大事です



10 定員遵守について

減算にかかる範囲の超過利用であっても

慢性的な定員超過と判断できる場合には

定員内の受け入れや定員の見直し等を指導していくこととなります



10 定員遵守について

慢性的な定員超過と判断する場合の目安

1年間の平均でみて定員超過となっている場合



10 定員遵守について

※ 1年間の平均でみて定員超過となっている場合以外でも、
個別の状況に応じ、指導を行うこともあります



11 施設外就労について



11 施設外就労について

実際のケース

同法人である病院内の
清掃や院内売店のレジ業務を請け負う

法人が営む他の事業所や店舗が入る同一建物内で、
当事業所とは別フロアの場所で
建物全体の維持管理を行う

など



11 施設外就労について

経緯

令和6年度に
障害福祉課から厚労省へ
種々のケースについて、複数回の照会を行う



報酬算定の対象外であることが明確となった



11 施設外就労について

「施設外就労」の規定の確認

青本P804～805

平成19年4月2日障障発第0402001号厚労省社会援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知
「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項
について」



11 施設外就労について

企業から請け負った作業を
当該企業内で行う支援 = 施設外就労



11 施設外就労について

- ① 次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合にのみ算定する



11 施設外就労について

ア 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと



11 施設外就労について

イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること

※事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること



11 施設外就労について

ウ 施設外就労の提供が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること



11 施設外就労について

工 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること



11 施設外就労について

オ 緊急時の対応ができること



11 施設外就労について

- ② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること



11 施設外就労について

- ③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること



11 施設外就労について

④ その他

- ア 施設外就労の企業とは、**請負作業に関する契約を締結すること**



11 施設外就労について

④ その他

イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと



11 施設外就労について

④ その他

ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること



11 施設外就労について

④ その他

工 施設の運営規定に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。

また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと



11 施設外就労について

④ その他

オ 実績の報告については、報酬請求に当たり、事業所からの毎月の報告を不要とするが、事業所には施設外就労の実績記録書類を作成・保存し、地方公共団体の判断で利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には、事業所に確認すること



11 施設外就労について

④ その他

力 施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う

- (ア) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- (イ) 施設外就労の企業における作業の実施に向けての調整
- (ウ) 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援
- (エ) 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
- (オ) 施設外就労先の企業や対象者の家族との連携
- (カ) その他上記以外に必要な業務



11 施設外就労について

④ その他

- キ 都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるよう努めるものとする



11 施設外就労について

厚労省への照会結果 (複数の照会による)

B型事業所等が、
法人として請負契約した業務の一部を行う場合、
報酬算定はできない
(請負先と直接契約をする必要がある)



11 施設外就労について

厚労省への照会結果（複数の照会による）

B型事業所等が、
同一法人が運営する当該事業所とは別の場所の
清掃・作業等を行うのは、
施設外支援・施設外就労のいずれにも該当せず、
基本報酬の算定はできない



11 施設外就労について

厚労省の照会結果 (複数の照会による)

同一法人内では請負契約できない



11 施設外就労について

厚労省照会結果まとめ

報酬算定が可能な支援

は



11 施設外就労について

事業所内で行われる支援



11 施設外就労について

および
留意事項通知に記載されている



11 施設外就労について

施設外支援
施設外就労
在宅支援 のみ



11 施設外就労について

報酬算定が可能な支援

事業所内で行う支援

事業所外で行う支援

施設外支援

施設外就労

在宅支援



11 施設外就労について

事業所とは別の場所で行われる支援であって、
同一法人が運営する他の事業等の場所で行われる支援



11 施設外就労について

留意事項通知に定める
施設外就労の要件を満たしていない



11 施設外就労について

同一法人内では、
請負契約の当事者となることができないので

留意事項通知の
「施設外就労の企業とは、**請負作業に関する契約を締結すること**」

という要件を満たすことができない



11 施設外就労について

「事業所とは別の場所で行われる支援であって、
同一法人が運営する他の事業等の場所で行われる支援」



報酬算定の対象外



11 施設外就労について

事業所・法人のみなさまにおかれましては

要件を再度熟読し
現時点で実施している施設外就労が
本当に報酬算定が可能であるのかどうかの

確認をお願いします



11 施設外就労について

確認の結果、
報酬算定の対象外であることが明らかになった場合には

早急な事業の見直しをお願いします



11 施設外就労について

現時点で実施している施設外就労について、報酬算定が可能であるかどうかの判断に迷う場合には

法人内・事業所内での判断とせず、

障害福祉課 障害施設係に
個別にご相談くださいますよう
お願いいいたします



12 見える化要件について



12 見える化要件について

福祉・介護職員等処遇改善加算 対象22事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援



12 見える化要件について

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）
を算定している事業所のみなさまへ



12 見える化要件について

WAMNETに掲載している事業所のみなさん

ご注意ください！！

「福祉・介護職員特定待遇改善加算の職場環境等要件に係る主な取組」

に入力していたはずの内容が消えているかもしれません・・



12 見える化要件について

「福祉・介護職員等特定待遇改善加算の職場環境等要件に係る主な取組」
に入力していた内容を、
名称が変更された「福祉・介護職員等待遇改善加算の職場環境」に
再度入力し直す必要があります



12 見える化要件について

再度、WAMNETの画面の確認をお願いします



12 見える化要件について

※未入力であったり、または入力内容に変更のある
事業所のみなさんも
インターネット上への公表は加算の要件ですので、
早急に入力をお願いいいたします

